

外国人技能実習生受入れ制度について

2016年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）が公布され、2017年11月1日に施行されました。技能実習制度は、従来より「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）とその省令を根拠法令として実施されてきましたが、今般、技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。外国人技能実習生が日本の優れた技術・技能・知識を日本企業にて学び、帰国後母国の発展に役立ててもらおう政府公認の制度です。

外国人技能実習生は、入国後1ヶ月間は座学による講習を受け、「技能実習第1号口」として11ヶ月、技能検定基礎級合格後は2年間「技能実習第2号口」、さらに、技能検定随時3級の実技試験を合格し、優良な監理団体・実習実施者の条件をクリアし「技能実習第3号口」として、4年目～5年目の実習期間延長が可能となり、日本人従業員と同様に、貴社従業員として最長5年間の受入れが可能です。基本的に日本語の理解ができ、かつ日本の習慣を理解した外国人技能実習生のみが対象です。

また、外国人技能実習生は就労経験がある人材が多いため、技術に対しての理解や習得は日本人同様か場合によってはそれ以上です。当組合は現在、中国及びインドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマーの各国政府が認めた送出し機関より厳選された優秀な技能実習生を受入れ、コンプライアンスを厳守し、外国人技能実習生事業を推進していきます。なお、外国人技能実習生受入れに関わる煩雑な手続き及び管理につきましては、組合スタッフが国内外ともに強かにサポートいたします。

◆外国人技能実習生受入れによるメリット◆

1. 向上心旺盛な若者の受入れによる企業内活性化

「技術を習得する」という強い目的意識を持った外国人技能実習生は、20歳～35歳までの真面目で一生懸命働く若者です。意欲的な作業による大幅な効率UPに繋がるだけでなく、既存社員をはじめパート・アルバイトの方にまで良い刺激を与え、職場全体が活性化し企業利益に貢献します。

2. 国際貢献、国際化、販路の拡大を実現

外国人技能実習生は、日本の技術、技能、知識を学ぶだけでなく、日本の文化や日本語を学んで帰国し、国際友好に大きく貢献します。そして、各国の現地企業で習得した日本の技術、技能、知識を活かし母国の発展、また、日本企業へリーダーとして雇用されますので、取引拡大の可能性や、海外進出時の人材として活躍します。

◆技能実習生の受入れの流れ◆

技能実習生として採用が決定した後、送出し機関にて約4～6ヶ月間、日本語の勉強をして来日します。また、入国後1ヶ月間は実践的な日本語講習や日常生活をする上での基礎知識、ゴミの分別収集や買い物・銀行など生活習慣の勉強、仕事でのマナー教育に関しても、当組合で指導体制が整っております。そして、貴社にて実習開始後も当監理団体の職員が定期的に巡回し、技能実習生と面談を実施します。

◆技能実習生の受入れ人数◆

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。人数は次の通りです。

常勤従業員数	30人以下	31～40人	31～40人	51～100人	101～200人	201～300人	301人以上
受入人数	3人	4人	5人	6人	10人	15人	常勤職員総数の20分の1

※常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれません。

※30人以下の企業では、受入実習生数が受入企業の常勤従業員総数を超えることはできません

※受入れ企業様が技能実習生を他業種や他企業にて就業させることはできません。

◆技能実習生の受入れ例◆

例) 常勤職員数30人以下の企業様が、毎年外国人実習生を受け入れた場合の人数モデル

	1年目	2年目	3年目	4年目
合計受入人数	3人	6人	9人	9人
1期生	技能実習生1号 3人	技能実習生2号 3人	技能実習生2号 3人	帰国
2期生		技能実習生1号 3人	技能実習生2号 3人	技能実習生2号 3人
3期生			技能実習生1号 3人	技能実習生2号 3人
4期生				技能実習生1号 3人

※3年目以降は、技能実習生1号と2号を合わせて最大常時9人が在籍できます。

※優良な監理団体・実習実施者の条件をクリアで4年目～5年目の「技能実習第3号口」の受け入れが可能になります。「技能実習第3号口」を受け入れるための条件は、別途ご案内致します。

◆技能実習生実習開始までの流れ◆

お申込み→面接→受入れの準備→入国（1ヶ月の講習）→技能実習開始

Step 1【お申込み】

職種、人数、性別、年齢などリクエストをしていただきます。

Step 2【面接及び本国での事前学習】

御社の募集人数やリクエストに応じて予め各国の送出し機関が3倍の面接候補者を用意します。適正テスト、実技テスト、面接などを経て採用者を選定し、雇用条件を説明・理解させた上で雇用契約書を締結します。その後、合格者は送出し機関が管理する教育機関で入国前の事前講習を約4～6ヶ月受講します。日本語の修得はもちろん、日本での法令や生活マナー・ルールなど技能実習期間に必要な基礎知識を修得し、入国に備えます。

Step 3【受入れの準備】

① 外国人技能実習機構に対し、技能実習計画の認定申請を、入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請を、順に行う必要があります。各申請は当監理団体が主導で行います。

受入企業様には、登記簿謄本や技能実習計画書、損益計算書など申請に必要な関係書類の準備が必要になります。

② 技能実習責任者および生活指導員、5年以上の職務経験を有する技能実習指導員の配置が必要です。

③ 技能実習生が生活する宿舍（寮）の確保をお願いします。

宿舍（寮）は、相部屋が一般的です。寝具、自転車、洗濯機や冷蔵庫、炊飯器や食器等、日常生活をする上で必要な用品の準備が必要となります。

Step 4【入国及び国内1ヶ月講習】

入国後は約1ヶ月の講習を当監理団体と業務提携を行っている外部の日本語学校で実施します。講習中に「法的保護講習」「警察による交通安全講習」「消防による緊急における講習」を実施します。また、実践的な日本語講習や日常生活をする上での基礎知識、ゴミの分別や買い物、郵便局や銀行など生活習慣の勉強、仕事でのマナー教育に関しても、指導体制が整っております。

Step 5【技能実習開始】

実習開始時は、状況に応じて実習現場にて通訳者が作業手順などを通訳し仕事の流れを実習生に説明します。また、日常発生する怪我や病気などの対応や銀行手続・役所への手続など、当監理団体とともに、通訳者や送出し機関駐在事務所の駐在員が必要により迅速に対応します。